

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 地域交流部 多文化共生さが推進課

法令名	旅券法				法令番号	昭和28年法律第267号		
手続名	一般旅券の新規発給				根拠条項	第5条第1項及び第4項		
審査基準	旅券法及び附属政省令に基づき審査							
	<法令の定め>							
	第5条第1項 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第三項及び第四項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合</li> <li>二 十八歳未満の者である場合</li> </ul>							
	第5条第4項 外務大臣又は領事官は、第十条第一項の規定に基づき第三条の規定による発給の申請をする者が当該申請に当たって返納した一般旅券の名義人の氏名その他外務省令で定める事項に変更を生じた者であって、有効期間を当該返納旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して当該申請をするものである場合には、その有効期間及び種類が当該返納旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であって、当該返納旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。							
第3条 一般旅券発給申請（都道府県知事経由）								
第10条第1項 一般旅券の記載事項に変更を生じた場合の第3条の規定による一般旅券発給申請								
第11条 一般旅券の有効期間内の第3条の規定による一般旅券発給申請								
受付機関	市町	処理機関	多文化共生さが推進課	交付機関	市町	標準処理期間	6日	目次
						標準経由期間	日	No.